

議第八号議案

群馬県議会議務局の組織及び定数に関する条例の一部を改正する 条例

群馬県議会議務局の組織及び定数に関する条例（昭和五十二年群馬県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「調査広報課」を「政策広報課」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

平成二十五年四月一日付けの組織改正に伴い、所要の事項を改正しようとするものである。